

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
るときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇告 示 字の区域の新設等

土地改良事業の認可

土地改良事業の認可申請の適否の決定

一般国道の供用の開始

◇教委告示 教育委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第八百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、羽合町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字橋津字古道 下	大字久留字古道下の全域	新たに画する字 の名称	同上の区域（昭和六十年七月十七日現在の地番による。）
大字橋津字大縄	大字久留字大縄の全域		
大字橋津字二ノ 大縄	大字久留字二ノ大縄の全域		
大字橋津字三ノ 大縄	大字久留字三ノ大縄のうち二九四の七から二九四の九まで、 二九七、三〇四の八から三〇四の一まで以外の区域		
大字橋津字大下 モ	大字赤池字大下モの全域		
区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十年七月十七日現在の地番による。）		
大字橋津字下河 原	大字橋津字下河原のうち一の一から一の二三まで、一の二 八から一の三四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 以外の区域		
大字長瀬字五ノ 千石	大字長瀬字五ノ千石の全域 大字久留字三ノ大縄二九四の七から二九四の九まで、二九 七、三〇四の八から三〇四の一まで		

大字赤池字下河原

大字赤池字下河原の全域  
大字橋津字下河原一の一から一の二三まで、一の二八から一の三四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部

廃止する字の名称

大字久留字三ノ大縄、大字久留字二ノ大縄、大字久留字大縄、大字久留字古道下、大字久留字二ノ樋口下、大字赤池字十下モ

鳥取県告示第八百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業保野（田代前農道）地区農道整備）を昭和六十年八月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十三号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業紙子谷地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年八月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和六十年八月二十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
四三一号	米子市東福原字北原ノ五 一二〇〇 ― 一地先から同市二本木字浜田一〇 八六―三地先まで	昭和六十年八月二十一日

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十年八月二十日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時 昭和六十年八月二十三日(金)午後四時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七二番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他